

○十津川村簡易水道給水条例

平成8年3月29日条例第5号

改正

平成9年3月24日条例第5号
平成9年8月5日条例第17号
平成12年6月12日条例第18号
平成15年3月24日条例第5号
平成16年3月23日条例第7号
平成23年3月16日条例第13号
平成24年3月16日条例第4号
平成25年3月13日条例第4号
平成25年12月11日条例第27号
平成27年3月17日条例第10号
令和元年6月18日条例第15号
令和5年3月22日条例第8号

十津川村簡易水道給水条例

十津川村簡易水道等設置及び給水に関する条例（昭和36年条例第9号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 給水装置の工事及び管理（第10条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第18条）
- 第4章 水道料金、使用料及び手数料（第19条—第28条）
- 第5章 貯水槽水道（第29条・第30条）
- 第6章 雑則（第31条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本村簡易水道の給水について、料金、給水装置工事の費用負担及び給水の適正を保持するために必要な事項等を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1給水区 大字五百瀬及び大字杉清のうち三田谷地区
- (2) 第2給水区 大字風屋
- (3) 第3給水区 大字滝川
- (4) 第4給水区 大字小井、大字湯之原、大字小原、大字武蔵、大字池穴、大字山崎及び大字野尻
- (5) 第5給水区 大字大野のうち森、片川地区を除く地域
- (6) 第6給水区 大字折立及び大字込之上
- (7) 第7給水区 大字平谷のうち蕨尾、垣内、垣平、鈴入、豆市及び真砂瀬地区並びに大字山手並びに大字猿飼並びに大字重里のうち大津越及び串崎地区
- (8) 第8給水区 大字重里のうち田ノ野地区
- (9) 第9給水区 大字永井のうち土呂地区を除く地域

- (10) 第10給水区 大字上野地
- (11) 第11給水区 大字川津
- (12) 第12給水区 大字上葛川
- (13) 第13給水区 大字神下のうち田戸地区
- (14) 第14給水区 大字玉垣内

2 配水管を敷設していないところにおいても、給水を受けようとする者があるときは、給水することができる。

(用語の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、配水管から分岐した給水管及びこれに附属する一切の設備をいう。ただし、村長は、必要があると認めるときは、その一部を給水装置から除外することができる。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水栓 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水栓 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 消火栓 消火に使用する公設又は私設のもの

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、様式第1号により村長に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(加入金)

第5条の2 加入金は、別表1の区分により給水装置の新設又は改造(量水器の口径の増大を要するものに限る。)を承認された者から徴収する。

2 給水装置を新設する場合の加入金の額は、別表1に定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。この場合において、算定した金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

3 給水装置を改造する場合の加入金は、改造後の量水器の口径に応じた別表1の右欄の金額から改造前の量水器の口径に応じた金額を控除した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。この場合において、算定した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 加入金は、給水装置工事申込みの際に徴収する。ただし、村長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

5 既納の加入金は、返還しない。ただし、村長が必要と認めたときは、この限りでない。

(鍵及び使用証の交付)

第5条の3 村長は、共用給水栓の利用者に対し、鍵及び使用証を交付することができる。

(給水装置の所有者)

第6条 給水装置は、当該装置の存在する家屋又は土地の所有者でなければ、これを所有することができない。ただし、当該家屋又は土地の所有者の同意書を提出したときは、この限りでない。

(代理人及び代表者の選定)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切

の事項を処理させるため、同一給水区内に居住する代理人を置かなければならない。

- (1) 給水装置の所有者が同一給水区内に居住しないとき。
- (2) 前号のほか、村長が必要と認めるとき。

2 共用給水栓の使用人は、その中から代表者を選任しなければならない。
(権利義務の継承)

第8条 給水装置の所有権を継承した者は、これに付随する工事費、修繕費、料金等の納付義務を継承したものとみなす。
(給水装置の調査)

第9条 村長は、必要と認めるときは、給水装置の所有者の全部又は一部について、随時に給水装置の調査を行うことができる。

第2章 給水装置の工事及び管理 (工事の施工者)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去は、請求に基づき村がこれを行うことができる。ただし、止水栓以下の給水装置の設計及び工事については、村長が別に定める指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に施工させることができる。

2 前項ただし書の規定により指定工事業者が工事を施工する場合は、材料の品質、形状又は構造の適否につき、あらかじめ村長の検査を受けなければならない。

3 第1項ただし書の規定により指定工事業者が工事を施工した場合において、当該工事を完了したときは、直ちに村長の検査を受けなければならない。

第10条の2 前条の規定により、村が工事を行った場合は、使用者から給水装置等施設の設置に要する費用及びこれに付随する費用の実費を負担金として納入させることができる。
(損害の責任)

第11条 村は、工事施工の際、所在の工作物等に損害を及ぼすことがあっても、その責任を負わない。ただし、村に重大な過失があるときは、この限りでない。
(給水装置の管理)

第12条 給水装置の所有者、使用者又は代理人若しくは代表者は、当該給水装置又は水質に異状があることを発見したときは、直ちに修繕その他必要な措置を村長に請求することができる。

2 村長は、必要があると認めるときは、給水装置の修繕その他必要な措置をとらなければならない。

3 前2項の修繕その他必要な措置に要した費用は、受益者の負担とする。ただし、村長の認定により、これを減免することができる。

(給水装置の改造、撤去等)

第13条 村長は、工事上又は公益上必要であると認めるときは、給水装置の改造、修繕、移転又は撤去を命ずることができる。

第14条 給水装置の所有者が給水の使用を廃止したときは、直ちに給水装置の撤去を村に請求しなければならない。

2 村長は、使用廃止の状態にあると認める給水装置について、これを撤去し、又は切断する旨所有者に通知し、かつ、通知を発した日から30日を経過しても、当該所有者から異議の申立てがないときは、当該給水装置を撤去し、又は切断することができる。

- 3 村長は、給水装置の所有者の所在が不明と認められるときは、当該給水装置を撤去し、又は切断する旨を公示し、かつ、公示をした日から30日を経過しても、当該所有者から異議の申立てがないときは、当該給水装置を撤去し、又は切断することができる。
- 4 前3項の撤去に要した費用は、当該給水装置の所有者の負担とする。ただし、村長が必要と認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることはできない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 3 村は、給水の制限、停止、断水又は漏水その他不可抗力により生ずる損害については、その責任を負わない。

(届出)

第16条 給水装置の所有者、使用者又は代理人若しくは代表者は、第5条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに村長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始、休止又は廃止しようとするとき。(様式第2号)
- (2) 給水装置の所有者又は使用者に変更があるとき。(様式第3号)
- (3) 量水器の口径を変更しようとするとき。(様式第4号)

(消火栓)

第17条 消火栓は、火災又は防火演習の場合のほか、使用することができない。ただし、村長が必要と認めるときは、臨時に他の目的に使用することができる。

第18条 消火栓を使用して防火演習をしようとするときは、その前日までに村長に届け出てその承認を受けなければならない。

- 2 前項の防火演習において、放水時間は1回につき、おおむね5分以内とする。

第4章 水道料金、使用料及び手数料

(水道料金の納付義務)

第19条 給水装置の使用に係る料金(以下「水道料金」という。)は、使用者から徴収する。

- 2 共用給水栓の利用者は、連帯して料金の納付義務を負う。この場合において、関係使用者が料金の納付者を定めたときは、その者から料金を徴収する。

(水道料金)

第20条 水道料金は、別表2によって区分し、量水器ごとに徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(量水器)

第21条 量水器は村より貸与し、量水器の使用に係る使用料(以下「量水器使用料」という。)は、別表3により徴収する。

- 2 量水器の貸与を受けた者は、良好な状態で使用する義務を負い、破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(手数料)

第22条 手数料の種類及び金額は次のとおりとして、その都度徴収する。

- (1) 水道使用に関する証明手数料1回につき200円
- (2) 開閉栓手数料(止水栓)1回につき500円

(水道料金の算定)

第23条 水道料金は、定例日（水道料金算定の基準日として、あらかじめ村長が定めた日をいう。）に量水器の検針を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(水道料金の認定)

第24条 量水器若しくは給水装置の故障により、使用水量が不明なときは、村長が認定する。

(水道料金及び量水器使用料の徴収方法)

第25条 水道料金及び量水器使用料（以下「水道料金等」という。）は、毎月徴収し、臨時に使用する場合の水道料金等は、随時徴収する。

(水道料金等算定の特例)

第26条 月の中途において、給水装置の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合においても、本条例第20条及び第21条に規定する水道料金等を徴収する。ただし、その月の使用日数が15日を超えない場合は、その月の基本料金については第20条に規定するもののうち2分の1、これを超過する水量についてはこの条例の規定による超過料金によって料金を徴収する。

2 月の途中において、その用途又はメーターの口径に変更があった場合の水道料金等は、その使用日数の多い方によって算定する。ただし、使用日数の等しいときは、変更した後の用途又はメーターの口径による。

(水道料金等の予納)

第27条 給水その他で村長が必要と認めたときは、給水装置使用開始申込みの際、村長が定める概算料金を予納させることができる。

2 前項の予納金は、給水装置使用休止の届出があったときに清算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

(水道料金等の減免)

第28条 水道料金等は、給水を制限し、又は停止した場合においても、これを減免しない。ただし、公益上その他の事由により必要と認めるときは、これを減免することができる。

第5章 貯水槽水道

(村の責務)

第29条 村長は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 村長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第30条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

(水道料金等を免れた者に対する過料)

第31条 村長は、詐欺その他不正の行為により、水道料金等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた期間に相当する水道料金等を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。この場合において、期間を算定することが困難なときは、1年以内の期間において、村長が認定する期間を当該徴収を免れた期間とみなす。

（停水処分、過料等）

第32条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2か月以内において給水を停止するほか、5万円以下の過料を科し、損害あるときは、これを賠償させることができる。

- （1） 村長の許可を受けることなく、給水装置をなし、又は給水装置の増設若しくは改造をした者
- （2） 給水を濫用し、又は村長の許可を受けることなく、これを販売し、若しくは分与した者
- （3） 給水の休止若しくは停止中、みだりに止水栓、制水弁等を開栓し、又は村長が施した封緘を破棄した者
- （4） 正当の事由なくして、係員の職務執行を拒み、又は妨害した者
- （5） 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反した者

2 前項第1号の工事をした者は、直ちに当該工事に係る装置を撤去し、原状に復さなければならぬ。この場合において、義務者が撤去しないときは、村長がこれを施工し、これに要した費用を当該義務者から徴収する。

（給水停止の執行）

第33条 村長は、この条例に基づき納付すべき水道料金等を期限内に納付しない者に対し、完納するまで給水を停止することができる。

（督促）

第33条の2 村長は、規則第10条第2項に定める納付期限を過ぎても水道料金等を納付しない所有者等があるときは、水道料金等督促状（様式第5号）を送達しなければならない。

（催告）

第33条の3 村長は、前条に規定する督促状を送達した後、当該督促状に記載された指定期限までに水道料金等を納付しない所有者等に対して水道料金等催告状（様式第6号）を送達することができる。

（督促及び催告の納入期限）

第33条の4 督促状及び催告状に指定した納入期限は、発送の日から15日以内とする。

（滞納整理）

第33条の5 催告状に指定した納入期限を経過しても、なお水道料金等の納付のない所有者等（以下「給水停止対象者」という。）に対して、未納理由等の必要事項を調査し、納付相談並びに納付誓約の方法による納付指導を行うことができる。

2 納付指導においては、滞納理由を把握し、本条例第33条の9に規定する適用除外に該当するか否かを聞き取るものとする。

（給水停止の予告）

第33条の6 給水停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止予告通知書（様式第7号）により、給水停止を予告するものとする。

- （1） 催告状による納付期限が経過し、かつ、当初の請求から5ヶ月が経過したとき。
- （2） 納付相談又は納付指導に応じないとき。

(3) 納付相談又は納付指導において交わした納付誓約を履行しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めるとき。

(給水停止の通知)

第33条の7 給水停止予告通知書に指定した納付期限を経過しても、なお水道料金等の納付のない給水停止対象者に対し、給水停止通知書(様式第8号)により給水停止を通知する。

(給水停止)

第33条の8 村長は、給水停止通知書に記載された給水停止執行日までに、滞納している水道料金等の納入がない給水停止対象者(以下「給水停止者」という。)に対し給水停止を行い、給水停止執行通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 給水停止の方法は、止水栓を閉栓して行う。

(給水停止の猶予)

第33条の9 給水停止者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、給水停止を猶予することができる。

(1) 水道料金等の一部を納付し、かつ滞納額について水道料金等納付誓約書兼債務承認書(様式第10号)の提出があったとき。ただし、滞納額の分納期間は、1年を超えることができない。ただし、村長が特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(2) 財産が天災、火災若しくはその他の災害を受け、又は盗難等により破壊され、料金を納付することができないと認められるとき。

(3) 本人又は同居する親族が、負傷又は疾病により料金を納付することができないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に村長が必要と認めたとき。

(5) 村長は、前2号から4号に規定する特別の事情に関する届出書の提出を求めることができるものとする。

(給水停止の猶予の取消)

第33条の10 前条により給水停止の猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その猶予を取り消すものとする。

(1) 前条第1号に規定する水道料金等納付誓約書兼債務承認書を履行しないとき。

(2) 給水停止の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により給水停止の猶予を取消した者のうち、1号に該当し、猶予の取消しを行った者に対する給水停止処分については、本要綱第6条の規定に準じて行うものとする。

3 第1項の規定により給水停止の猶予を取り消した者のうち、2号又は3号に該当し、猶予の取消しを行った者に対する給水停止処分については、本条例第33条の3の規定に準じて行うものとする。

(給水停止の解除)

第33条の11 給水停止者が次の各号のいずれかに該当したときは、給水停止を解除する。

(1) 滞納水道料金等を完納したとき。

(2) 滞納水道料金等の50%以上の納付があり、かつ残額について水道料金等納付誓約書兼債務承認書の提出があったとき。ただし、残額の分納期間は1年を超えることができない。ただし、村長が特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたとき。

第34条 共用給水栓を使用する者の一部の者が水道料金等を期限内に納付しないことにより、第33条の8の規定に基づき、当該給水栓の給水を停止された場合においても、他の使用者は異議を申し立てることはできない。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に関して第31条及び第32条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人に対しても、各条に定める過料を科することができる。

(委任規定)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

別表1 (第5条の2関係)

口径による区分	負担金	加入金
20mm以下	工事費実費	30,000円
25mm	工事費実費	50,000円
30mm	工事費実費	70,000円
40mm	工事費実費	120,000円
50mm	工事費実費	200,000円

別表2 (第20条関係)

区分	口径	基本料金		超過料金1m ³ につき (円)
		水量 (m ³)	使用料 (円)	
計量給水	13ミリメートル	8	1,320	143
	20ミリメートル	10	1,650	143
	25ミリメートル	20	3,300	143
	30ミリメートル	30	4,950	143

	40ミリメートル	40	6,600	143
	50ミリメートル	50	8,250	143

別表3 (第21条関係)

(月額)

区分	口径 (mm)	器数	使用料 (円)	備考
量水器	13	1	88	
	20	1	88	
	25	1	165	
	30	1	231	
	40	1	385	
	50	1	770	

様式第1号 (第5条関係)

<p>(お客様記入欄)</p> <h3 style="margin: 0;">給 水 装 置 工 事 申 込 書</h3> <p style="margin: 5px 0;">給水装置の (新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去) について十津川村簡易水道給水条例の定めるところにより申込みます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">十津川村長 殿</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">〒</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住 所 _____</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">氏 名 _____</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">電話番号 _____</p> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">* 申請者が家屋又は土地の所有者でない場合は、所有者の同意書をつけること。</p>																
<h3 style="margin: 0;">同 意 書</h3> <p style="margin: 5px 0;">上記の申込みに同意します。</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">(所有者) 〒</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">住 所 _____</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">氏 名 _____ (印)</p>																
<p>加 入 金</p>	<p style="font-size: small;">新設の場合は、該当する口径に、✓をつけてください。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(新設) <input type="checkbox"/></td> <td style="width: 60%;">口径20mm以下</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>口径25mm</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>口径30mm</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>口径40mm</td> <td style="text-align: right;">120,000円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>口径50mm</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> </table> <p style="margin: 5px 0;">(改造) 口径 mm → 口径 mm 円</p> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">* 加入金は、上記の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</p>	(新設) <input type="checkbox"/>	口径20mm以下	30,000円	<input type="checkbox"/>	口径25mm	50,000円	<input type="checkbox"/>	口径30mm	70,000円	<input type="checkbox"/>	口径40mm	120,000円	<input type="checkbox"/>	口径50mm	200,000円
(新設) <input type="checkbox"/>	口径20mm以下	30,000円														
<input type="checkbox"/>	口径25mm	50,000円														
<input type="checkbox"/>	口径30mm	70,000円														
<input type="checkbox"/>	口径40mm	120,000円														
<input type="checkbox"/>	口径50mm	200,000円														

(職員記入欄)

受付	お客様番号	備考		
課 長	課長補佐	係 長	係	合 議

様式第2号（第16条関係）

（お客様記入欄）

給水装置使用（ 開始・休止・廃止 ）届

年 月 日

十津川村長 殿

〒

（届出者） 住 所 _____ 番地 _____

氏 名 _____

下記給水装置について 年 月 日からの（ 開始・休止・廃止 ）を届けます。

記

※転出により休止される場合は以下に転出先住所をご記入ください。

（転出先） 〒

住 所 _____

給水装置設置場所： 十津川村大字 _____

用 途： _____

給水装置所有者氏名： _____

理 由： _____

連 絡 先： TEL _____

（職員記入欄）

受付	お客様番号	メータ番号	指針数	実施
				実施日
				実施者
備考				

課 長	課長補佐	係 長	係	合 議

様式第3号 (第16条関係)

(お客様記入欄)

給水装置 (所有者・使用者) 変更届

年 月 日

十津川村長 殿

(届出者) 千
住 所 _____ 番地 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

給水装置設置場所: _____ 十津川村大字 _____

年 月 日、 _____ から (届出者・下記の者) に給水装置
の (所有者・使用者) が変わりましたので届けます。

記

住 所 _____ 番地 _____

氏 名 _____

(職員記入欄)

受付	お客様番号	メータ番号	指針数	実施
				実施日
				実施者
備考				

課 長	課長補佐	係 長	係	合 議

様式第5号（第33条の2関係）

第 号
年 月 日

様

十津川村長

水道料金等督促状

平素は本村簡易水道事業にご協力を賜りありがとうございます。

さて、お客様の水道料金等について、下記のとおり未納となっております。

つきましては、同封の納付書により納入期限までに納付してください。

納入期限までに納付されない場合は、十津川村簡易水道給水条例第33条の2の規定によりやむをえず給水が停止される場合があります。

なお、本状がお手元に届きます前にお支払いの節は、行き違いにつきご了承ください。

また、本状についてご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

記

年 月 円

様

十津川村長

水道料金等催告状

平素は本村簡易水道事業にご協力を賜りありがとうございます。

さて、お客様の水道料金等について、下記のとおり滞納となっております。

つきましては、同封の納付書により、納入期限までに納付してください。

納入期限までに納付されない場合は、十津川村簡易水道給水条例第33条の3の規定により、やむをえず給水が停止されることとなります。

なお、本状がお手元に届きます前にお支払いの節は、行き違いにつきご了承ください。

記

お客様番号

年							
月							
計							
						合計	

様

十津川村長

給水停止予告通知書

あなたの滞納水道料金等については、書面で催告を致しましたが、未だ納付されていません。

つきましては、同封の納付書にて、
までに納付してください。
指定期日までに納付されない場合は、十津川村簡易水道給水条例第33条の6の規定により、給水停止処分を執行します。

なお、本書がお手元に届きます前にお支払いの節は、行き違いにつきご了承ください。

※ 給水停止によりお客様に損害が生じても、村は一切その責任を負いません。

※ 給水停止処分は、在宅、不在宅に関わらず執行します。

記

お客様番号

年 月							
計							
						合計	

様式第8号 (第33条の7関係)

第 号
年 月 日

様

十津川村長

給水停止通知書

あなたの滞納水道料金等については、給水停止処分を避けるため、催告状及び給水停止予告通知書により納付をお願いしてきましたが、未だ納付されていません。

不本意ですが、滞納の水道料金等を納付いただくまで、十津川村簡易水道給水条例第33条の7の規定により 年 月 日()に給水停止を執行しますので通知します。

なお、この通知後に滞納水道料金等を納付される場合は、本書を持参のうえ、下記担当までお越しください。

- ※ 給水停止によりお客様に損害が生じても、村は一切その責任を負いません。
- ※ 給水停止処分は、在宅、不在宅に関わらず執行します。
- ※ 滞納水道料金等の納入後、給水停止解除までに時間がかかる場合があります。
- ※ 給水停止執行のための訪問時の集金は行いません。

記

お客様番号

年							
月							
計							
						合計	

様

十津川村長

給水停止執行通知書

年 月 日付け、給水停止通知書にて通知を行いましたとおり、十津川村簡易水道給水条例第33条の8の規定に基づき、給水を停止しました。

水道事業をご理解のうえ、至急、下記の滞納水道料金等を納付してください。

なお、この通知書を受け取られる前にお支払いをいただいている場合は、必ず、下記担当までご連絡下さい。

- ※ 給水の再開は納入確認後となります。
- ※ 金融機関にて入金された場合は、入金確認ができるまでに数日を要します。
- ※ 給水開始は午後5時までとし、閉庁日の対応は行っておりません。
- ※ 給水停止中に無断で使用されますと、法令及び条例に基づき処分されます。

記

お客様番号

年								
月								
計								
							合計	

様式第10号 (第33条の9関係)

水道料金等納付誓約兼債務承認書

(1) お客様番号 _____

(2) 使用者名 _____

(3) 設置場所 _____

(4) 現在の滞納水道料金等の合計額 _____ 円
(_____ 年 _____ 月納期分 ~ _____ 年 _____ 月納期分)

(5) 納付計画

_____ 年 _____ 月 _____ 日に一括納付します。

滞納水道料金等を毎月 _____ 円で分割納付します。
誓約の詳細 (納付日、納付額、納付方法を具体的に明記)

納付日 _____

納付額 _____

納付方法 _____

私は、十津川村長に対して支払い義務がある水道料金等を上記のとおり滞納していることについて承認するとともに、上記の納付計画のとおり納入期限までに必ず納付し、新たに発生する水道料金等についても同様に納付していくことを誓約いたします。

万一、誓約違反した場合は、給水停止又は民事訴訟、差押等の法的措置を受けても異議はありません。また、民事訴訟等の法的措置に伴う課税状況調査、財産調査に同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

十津川村長 _____ 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印) (使用者との関係: _____)

電話番号 _____